

◎新潟県告示第163号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第9条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の55第1項及び第2項に定める個人が行う事業に対する事業税の納税義務者が知事に対して行う申告の期限のうち、令和2年所得に係る申告の期限については、年の中で事業を廃止した場合を除き、当該条項の定めにかかわらず、その期限を令和3年4月15日まで延長する。

令和3年2月16日

新潟県知事 花 角 英 世